

高山農業振興地域整備計画の変更について

(農振農用地区域からの除外、編入、用途変更の申請)

※農振農用地区域からの除外については、次に示す「除外の要件」「除外の目的」を充たすほか、他法令による許認可の見込みがあることが必要となります。

1 申請受付期間 令和8年4月27日(月)～5月27日(水) 土・日・祝日を除く

2 除外の要件 ① 緊急性を要するもの(変更完了後1年以内にその行為を行うもの)

② 農用地区域外に代わるべき土地がないこと

③ 地域計画の達成に支障がないこと

④ 位置的に農地の集団性を侵食しないもの

⑤ 担い手への利用集積に支障がないこと

⑥ 農用地または農用地の利用上必要な施設に支障がないこと

⑦ 農業用公共投資事業が実施中または事業完了後8年以内の農用地でないこと

3 除外の目的 ① 農家住宅(概ね1,000m²以内)

② 分家住宅(概ね500m²以内)

③ 宅地に隣接した農業用施設

④ 公公用又は公益上必要な施設

⑤ その他特に必要と認めるもの

(既存施設の拡張、隣接地と同用途の施設、都市基本計画に沿った施設等)

4 編入の要件 ① 過去に除外したが、目的を達成することなく農地として利用している場合

② 過去に除外し農業用施設を設置した場合で、引き続き農業用に供することを目的とする土地

5 用途変更 ① 農用地に隣接した農業用施設用地(堆肥舎、農作業場、農機具庫、農家等が設置・管理する製造・加工施設及び販売施設)

6 申請の ① 申請の概要及び土地選定理由については、具体的に記入すること

留意事項 ② 中山間地域等直接支払の対象予定農地、利用権設定による貸地、農業者年金の特例対象農地、納税猶予の特例対象農地、多面的機能支払対象農地等でないこと

7 添付書類 ① 土地の全部事項証明書

② 申請地位置図

③ 公図の写し(分筆を行う場合は予定線を記入)

④ 土地利用計画図(建物等の配置がわかるもの)

⑤ 申請地の状況写真(除外等の区域を赤で囲む)

⑥ 戸籍謄本(分家住宅建設を目的とする除外申請の場合)

⑦ 誓約書

⑧ 地域計画変更等届出書(地域計画の対象農地から除外する場合)

⑨ 事業主体の土地選定状況調査票

8 その他 申請書裏面の誓約書に署名のないものについては、申請を受理できませんのでご注意ください。

申請から許可までは1年程度かかりますので、あらかじめご了承ください

申請書の提出先

高山市役所農務課または各支所基盤産業課

問い合わせ先

高山市農政部農務課

農委・農地係

TEL (0577) 35-3141

FAX (0577) 35-3166